

一九六一年六月二十八日(第百十三日目)

一 開議の散会時刻(自午前九時三十分至午後十三時八分)

二 出席議員の氏名及び通リである

議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春徳	五	天又盛雄
二	坂本眞徳	六	富山伸太郎
三	中山勝豊	七	安次富盛信
四	安金良朝	八	稲嶺盛三
五	崎向健一	九	宮里敏行
六	知夜心大	十	山本朝徳

三 欠席議員の氏名

四 本町村自治法第六十二条の規定により(各議案件説明の
ため出席しなかったものは次の通りである)

村長 仲村春勝 助役 吳屋眞徳 次役 仲村春松
 財政課長 富山全吉 経済課長 澤山一
 建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊
 五 本会議員の氏名及び通リである
 書記 長 松川正義 書記 昭屋数 伊佐正義
 六 議事日程の次の通りである
 日程第一 議案第百十三号

一九六一年度宜野湾村大八才出算トク

七、會議の顛末

議長

出席三名でありました。議会は成之致しませんでした。只今より閉會致しませう。

(午前十時三十分)

議長

日程第一議案第十号「八六二年度並行津村入大出三ノ算」に付して議題と致しませう。

本案に付しては貸貸の成程にかつて進捗審議にかつてありませう。貸貸をホウにせう。

暫休致しませう。(午前十時三十五分)

再開致しませう。(午前十時三十八分)

「八番の出席を報告致しませう。」

「で、一般會の計、入大出の総括貸貸を覆ります。」

「八番村の基本施設である道路排水に付して現状に於いて時期どうとなく、また折も折も、三ノ算を締成せる場合要望があるやうな事。又村豫の計画であるやうな。」

「建設部長、この前も様も現状を見て長く御存じ思ひますか、」

「二ノ口自治的の計、入大出の計、入大出の計、入大出の計、」

「三ノ口は、この計、入大出の計、入大出の計、入大出の計、」

「向題は、果ては、思ひますか、田舎道線、地積を」

「確休する意味にかつて、さう、金がかつても、下口、」

「リマセ、入大出の、補正の程度にしたいと思つておる。」

「又、普通天向、窓、門、ス、カ、ミ、座、の、折、を、サ、リ、マ、ス、が、」

「前にエ、交、角、が、や、つ、て、あ、り、ま、す、と、思、ひ、ま、す、か、」

「あ、つ、つ、の、こ、ろ、」

「や、つ、つ、の、こ、ろ、と、思、ひ、ま、す、か、」

「や、つ、つ、の、こ、ろ、と、思、ひ、ま、す、か、」

一九番	村工事の管理維持面につく。三三三の折であるが、その維持面は、経費の検討、調査を出来るが、建設費は入らぬとロヤのボツが、共進会等にのつてやつて行
建費	支入とロヤのボツ
一九番	今何の村が作らば道路はつとら、それ相当の調査をやるべきだが、思つておりに行つて
一九番	今度の早稲田が大が数字にあつたが、財政収入から見た場合、九十%も移收を自積にあつたが、思つたから未し、その場合、憂慮の小さいが、大入欠陥がある、シガ法は、つとら
財政課長	特に税金の問題でロヤのつとら、思つておりますが、今まで説明し、エテ通じ、固定資産の家の増加で、移收も増え、あり、ヨイ、ヨイ、で、これ、分ふる徴収強化を備えて、特に外人関係の場合、一人の専任徴収係を、おいて、税金徴収に切りか、つとら、思つておりますが、
議長	一三番、一七番、一三番の出席を報告。一三番、
八番	今何の問題と、マイナスイツに、早稲田につく、
八番	当分の早稲田のつとら、
助役	移外収入を入れて強化を計るとか、これは、然るが、これ、早稲田のつとら、現段階にあつて、ロヤも、その状況、ひつちますが、今何は、是、お、つ、つ、と、思つてお
	つとら、
一三番	固定資産の、三三三、のつとら、が、つとら、三三三、
	つとら、一〇〇、と、深した場合、本人が、関心をした、つとら、

	一八	番 で責任ははるいところと下ろすがミスであれば当然に 戻すべきであると思うが。
助役	一七	これは当然に松平すべきだと思つてあります。
一三 番	一六	財政課長の解任は助役と同じであつたほうが はいそう下ろすより、土地の評価にフツクハ説明し た通りでありまして、どれうけを定地として見るすが が問題であります。又此自更公にフツクハ三三 年例ハロニ。フツクハに。年を定地として戻甲して ミとミ長く知つてあります。境界が分るが マウロミスではがらと思つて 一三 番 当局の長慢でミスをしてもらつたこと 財政課長 縦覧期間もあるし、当然その人口で下ろさう とで。
一三 番	一五	三ノハ不親切な職員が財政にありはどうかと思つ ハ 番 由確認を致し、三番のふくは、当然に解決 の段階であつてと思つた。固定資産移地目で はふと思つた。参る資料は口から、地目に課すと どかニセロとシウクと思つた。
財政課長	一四	自治法にも土地課移地目を備ふれば出来た それらに地目もがばあである。
一三 番	一三	三番と具一面目移地者に対し、口ミスであれば当然に松平 ナバミと思つた。
	一二	又時効は口から、調査して報告する。

財政課長	後を報告することと致しませう
一 番	因定資産を移らうと地目地積等に問題があると思
二 番	うが、ワリに下……呼ぶ畑の中……呼ぶ宅地と一ツ
三 番	候申した場合、移法がどうであるにしろ、奥面目口
四 番	細移布に対して口弁慮すべよであると思つた
五 番	又ミスですガ意見した場合、一更ふ修む等々をいつ
六 番	と奥面目口細移布に対して弁慮ははらうが、報執
七 番	行方あり之場にはワリかと思ひませう
村長	はつてり向違つてうは、もとに戻すのが当然である
八 番	田んぼをワリユウター
九 番	課移す場合、詳細線に對する課移で、例へば一……呼
十 番	の畑の中に一……呼ぶ宅地を候申した場合、地蔵取
十一 番	リ方によつて、宅地を取リ方が問題である
十二 番	ガ……でもワリはワリ分ると思つた、根拠でや
十三 番	つておれ、ワリ向にもミスがあり、命令より様口とが
十四 番	ワリ……おれ、ワリと思つたらワリませう
議長	暫休致しませう(午後十一時七分)
十五 番	再開致しませう(午後十一時十分)
十六 番	事業も移さすでワリませうが、基本的な調査ごと
十七 番	思ひませうと、ニヤカ合んで調査の方法を考へてお
十八 番	らひ、又償却資産がどれくらゐか、はつてり
十九 番	じ、ワリ下、コイルも調査して弁慮するものが
二十 番	ワリ……
財政課長	不動産所得に……は、家屋の場合、ロキヤツ出来ませうが

